

酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領

(令和6年2月8日付け中酪(総務)発第590号) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号 一部改正 令和6年2月8日付け5農畜機第7228号承認 一部改正 令和6年2月8日付け中酪(総務)発第590号</p> <p>我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、酪農経営体等に対して大きな影響を及ぼす被害が発生した際に、酪農経営体等の被災状況、資材等の確保に要する期間等を踏まえ、引き続き酪農経営体等の経営継続・経営再開のための取組を支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農畜機第7748号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、酪農経営体等の経営継続・経営再開のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の酪農生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。</p> <p>この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事</p>	<p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号</p> <p>我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、酪農経営体等に対して大きな影響を及ぼす被害が発生した際に、酪農経営体等の被災状況、資材等の確保に要する期間等を踏まえ、引き続き酪農経営体等の経営継続・経営再開のための取組を支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱（令和4年3月30日付け4農畜機第7258号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、酪農経営体等の経営継続・経営再開のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の酪農生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。</p> <p>この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事</p>

改正後	現行
<p>業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31日付け25農畜機第5376号)及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>1 酪農経営継続支援対策</p> <p>中央酪農会議は、第2の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人、<u>中小企業等協同組合法</u>(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合 <u>又は</u>畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者 <u>(以下「生産者集団等」という。)</u> が以下に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第2の2の災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体等が経営継続のために(2)、(4)、(5)の <u>ア及びイ、(6)並びに(7)</u> の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緊急避難等支援</p> <p>牛舎の損壊等による緊急的な避難に伴う <u>乳用牛、乳用種の雄子牛並びに被害を受けた酪農経営体の乳用牛から生産された肉用種及び交雑種の子牛(以下「乳用牛等」という。)</u> <u>並びに飼料等の輸送、管理委託</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等</p>	<p>業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31日付け25農畜機第5376号)及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>1 酪農経営継続支援対策</p> <p>中央酪農会議は、第2の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人 <u>又は</u>中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合 <u>(以下「生産者集団等」という。)</u> 及び畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者 <u>(以下「第1号対象事業者」という。)</u> が以下に掲げる取組 <u>(第1号対象事業者にあつては(5)のウの取組に限る。)</u> を実施するのに要する経費について補助するとともに、第2の2の災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体等が経営継続のために(2)、(4)、(5)の <u>ア及びイ並びに(6)</u> の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緊急避難等支援</p> <p>牛舎の損壊等による緊急的な避難に伴う <u>乳用牛及び飼料等の輸送、管理委託</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等</p>

改正後	現行
<p>牛舎等の損壊等又は緊急的な<u>乳用牛等</u>の避難に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費及び土砂・がれき等の撤去・運搬の取組を含む。以下同じ。）</p> <p>(5) 乳房炎防止対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 治療薬剤等の支給 乳房炎の治療薬剤及び<u>予防用資材</u>の酪農経営体への支給</p> <p>ウ 予防管理 <u>生乳の出荷を再開し、又は生乳の出荷再開が確実に見込まれる酪農経営体のうち乳房炎の予防管理のための取組を行ったもの</u>に対する乳房炎予防管理対策金の交付</p> <p>(6) [略]</p> <p><u>(7) 飲料水等の確保支援</u> <u>飼養管理等に要する揚水ポンプ等の整備、配管等の設置工及び飲料水等の運搬等その他必要な取組（以下「飲料水等の確保」という。）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 経営継続支援等の推進 中央酪農会議は、<u>生産者集団等</u>が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。</p> <p>第2 事業の要件</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の対象となる災害</p>	<p>牛舎等の損壊等又は緊急的な<u>乳用牛</u>の避難に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費、<u>飼養管理に要する飲料水等の確保の取組</u>及び土砂・がれき等の撤去・運搬の取組を含む。以下同じ。）</p> <p>(5) 乳房炎防止対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 治療薬剤等の支給 乳房炎の治療薬剤及び<u>予防用飼料添加剤</u>の酪農経営体への支給</p> <p>ウ 予防管理 <u>乳房炎の予防管理のための取組を行った酪農経営体</u>に対する乳房炎予防管理対策金の交付</p> <p>(6) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 経営継続支援等の推進 中央酪農会議は、<u>生産者集団等及び第1号対象事業者</u>が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。</p> <p>第2 事業の要件</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の対象となる災害</p>

改正後	現行
<p><u>要綱第1の1の(1)の別表1で定める災害(以下「対象災害」という。)</u>とする</p> <p>3 事業の対象とする酪農経営体</p> <p>(1) 第1の1の(1)及び(2)の事業にあつては、市町村から<u>対象災害</u>により畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者(以下「被災酪農経営体」という。)とする。</p> <p>(2) 第1の1の(3)の事業にあつては、被災酪農経営体及び<u>対象災害</u>により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体とする。</p> <p>(3) 第1の1の(4)の事業にあつては、被災酪農経営体とする。ただし、土砂・がれき等の撤去・運搬の取組にあつては、補改修と一体的に実施する場合又は当該撤去により経営再開できる場合に限るものとする。</p> <p>(4) 第1の1の(5)のア及びイの事業にあつては、被災酪農経営体及び<u>対象災害</u>により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体とする。</p> <p>(5) 第1の1の(5)のウの事業にあつては、<u>対象災害</u>の影響により生乳の出荷ができなかった酪農経営体であつて、<u>生乳の出荷を再開し、又は生乳の出荷再開が確実と見込まれる者のうち</u>乳房炎の予防管理のための取組を行ったもの(以下「交付対象者」という。)とする。</p> <p>(6) 第1の1の(6)の事業にあつては、被災酪農経営体及び<u>対象災害</u>により停電が生じた地域の酪農経営体とする。</p> <p><u>(7) 第1の1の(7)の事業にあつては、被災酪農経営体及</u></p>	<p><u>対象なし</u></p> <p>3 事業の対象とする酪農経営体</p> <p>(1) 第1の1の(1)及び(2)の事業にあつては、市町村から<u>2の災害</u>により畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者(以下「被災酪農経営体」という。)とする。</p> <p>(2) 第1の1の(3)の事業にあつては、被災酪農経営体及び<u>2の災害</u>により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体とする。</p> <p>(3) 第1の1の(4)の事業にあつては、被災酪農経営体とする。ただし、<u>飼養管理に要する飲料水等の確保の取組にあつては、2の災害により停電、断水等が生じた地域の酪農経営体を含むものとし、土砂・がれき等の撤去・運搬の取組にあつては、補改修と一体的に実施する場合又は当該撤去により経営再開できる場合に限るものとする。</u></p> <p>(4) 第1の1の(5)のア及びイの事業にあつては、被災酪農経営体及び<u>2の災害</u>により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体とする。</p> <p>(5) 第1の1の(5)のウの事業にあつては、<u>2の災害</u>の影響により生乳の出荷ができなかった酪農経営体であつて、乳房炎の予防管理のための取組を行った者(以下「交付対象者」という。)とする。</p> <p>(6) 第1の1の(6)の事業にあつては、被災酪農経営体及び<u>2の災害</u>により停電が生じた地域の酪農経営体とする。</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p><u>び対象災害により断水等が生じた地域の酪農経営体とする。</u></p> <p><u>(8) 第1の1の(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)並びに第1の2</u>の事業にあつては、乳用牛育成経営体（乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。）を含むものとする。</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>4 乳用牛の導入支援 第1の1の(3)の事業の補助対象頭数は、<u>対象災害</u>に起因して死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛の頭数を上限とし、貸付期間は、導入後36か月以上とする。</p> <p>5 乳房炎予防管理対策金の単価等 (1) 乳房炎予防管理対策金の単価 乳房炎予防管理対策金の単価は、搾乳牛<u>1頭1日当たり650円以内</u>とする。</p> <p>(2) 交付対象頭数 乳房炎予防管理対策金の<u>交付対象頭数は、「畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱（令和5年3月30日付け4農畜機第7258号）別添1の1酪農経営災害緊急支援対策事業の第3の5の(2)の規定に基づき理事長が別に定める乳房炎予防管理対策金の交付対象頭数の算出方法等について」（令和6年2月5日付け5農畜機第7098号）に基づき算出される乳用牛の頭数</u>とする。</p> <p>(3) 乳房炎予防管理対策金の交付</p>	<p><u>(7) 第1の1の(1)、(2)、(4)及び(6)</u>の事業にあつては、乳用牛育成経営体（乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。）を含むものとする。</p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>4 乳用牛の導入支援 第1の1の(3)の事業の補助対象頭数は、<u>2の災害</u>に起因して死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛の頭数を上限とし、貸付期間は、導入後36か月以上とする。</p> <p>5 乳房炎予防管理対策金の単価等 (1) 乳房炎予防管理対策金の単価 乳房炎予防管理対策金の単価は、搾乳牛<u>1頭当たり1,300円以内</u>とする。</p> <p>(2) 交付対象頭数 乳房炎予防管理対策金の対象となるのは、<u>交付対象者が搾乳に供していた乳用牛の頭数</u>とする。</p> <p>(3) 乳房炎予防管理対策金の交付</p>

改正後	現行
<p><u>生産者集団等</u>は、(2)の交付対象頭数に(1)の単価を乗じて得られた額を交付対象者に乳房炎予防管理対策金として交付するものとする。</p> <p>(4) 乳房炎予防管理の実施状況等の報告 交付対象者は、乳房炎予防管理対策金の交付を受けようとする場合は、<u>生産者集団等</u>に対して、乳房炎予防管理の実施状況等を報告するものとする。</p> <p>6 取得物件等の取扱い 第1の1の(1)、(4)、(5)のア、<u>(6)、(7)、第1の2の事業で取得した物件</u>及び第1の2の事業でリース会社から借受けた物件(以下「取得物件」という。)並びに第1の1の(3)の事業で購入した乳用牛(以下「購入乳用牛」という。)の管理等は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 取得物件の貸付けの取扱い ア・イ [略] ウ 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、イの規定により取得物件を譲渡しようとする場合は、事業実施主体を通じてあらかじめ<u>独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>7 [略]</p> <p>第3 事業の実施 1 事業実施計画の作成 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の別添を内容とする事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>生産者集団等及び第1号対象事業者</u>は、(2)の交付対象頭数に(1)の単価を乗じて得られた額を交付対象者に乳房炎予防管理対策金として交付するものとする。</p> <p>(4) 乳房炎予防管理の実施状況等の報告 交付対象者は、乳房炎予防管理対策金の交付を受けようとする場合は、<u>生産者集団等又は第1号対象事業者</u>に対して、乳房炎予防管理の実施状況等を報告するものとする。</p> <p>6 取得物品等の取扱い 第1の1の(1)、(4)、(5)のア、<u>(6)、第1の2の事業で整備した物件</u>及び第1の2の事業でリース会社から借受けた物件(以下「取得物件」という。)並びに第1の1の(3)の事業で購入した乳用牛(以下「購入乳用牛」という。)の管理等は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 取得物件の貸付けの取扱い ア・イ [略] ウ 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、イの規定により取得物件を譲渡しようとする場合は、事業実施主体を通じてあらかじめ<u>理事長の承認</u>を受けるものとする。</p> <p>7 [略]</p> <p>第3 事業の実施 1 事業実施計画の作成 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の別添を内容とする事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p>

改正後	現行
<p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>第4 中央酪農会議の補助 中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、<u>生産者集団等</u>が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。</p> <p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>3 補助金の概算払 (1) 〔略〕 (2) <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものと</p>	<p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>第4 中央酪農会議の補助 中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、<u>生産者集団等及び第1号対象事業者</u>が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。</p> <p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>3 補助金の概算払 (1) 〔略〕 (2) <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書を</p>

改正後	現行
<p>する。</p> <p>4 事業の実績報告 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。 ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、</p>	<p>会長に提出するものとする。</p> <p>4 事業の実績報告 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。 ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提</p>

改正後	現行
<p>当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等及び生乳生産者団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p> <p>第9 事業の推進指導</p> <p><u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、中央酪農会議及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、この事業に参加する酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。</p> <p>第10 帳簿等の整備保管等</p>	<p>出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等、第1号対象事業者及び生乳生産者団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p> <p>第9 事業の推進指導</p> <p><u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、中央酪農会議及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、この事業に参加する酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。</p> <p>第10 帳簿等の整備保管等</p>

改正後	現 行
<p>1 帳簿の整備保管 <u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事業実施状況の聴取等 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、<u>生産者集団等</u>及び生乳生産者団体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。</p> <p>第11 [略]</p>	<p>1 帳簿の整備保管 <u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事業実施状況の聴取等 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、<u>生産者集団等、第1号対象事業者</u>及び生乳生産者団体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。</p> <p>第11 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p><u>附 則（令和6年2月8日付け中酪（総務）発第590号）</u></p> <p><u>1 この要領の制定は、理事長の承認があった日から施行し、令和6年1月1日から適用するものとする。</u></p> <p><u>2 この要領の改正後の令和6年能登半島地震に係る要綱別表1に掲げる対象事業について、令和6年1月1日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。</u></p>	

改正後

現行

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 酪農経営継続支援	(1)～(4) [略]	[略]
	(5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] ウ 予防管理	[略] 搾乳牛 <u>1頭1日当たり</u> <u>650円</u> 以内
	(6) [略] <u>(7) 飲料水等の確保支援</u>	[略] <u>1/2以内</u>
2 [略]	(1)・(2) [略]	[略]
3 [略]	[略]	[略]

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 酪農経営継続支援	(1)～(4) [略]	[略]
	(5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] ウ 予防管理	[略] 搾乳牛 <u>1頭当たり1,300</u> 以内
	(6) [略] <u>[新設]</u>	[略]
2 [略]	(1)・(2) [略]	[略]
3 [略]	[略]	[略]

改正後					現行																																																		
別紙様式第1号 〔略〕 1・2 〔略〕					別紙様式第1号 〔略〕 1・2 〔略〕																																																		
3. 事業に要する経費及び負担区分					3. 事業に要する経費及び負担区分																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>事業費</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①=②+③</th> <th>補助金②</th> <th>その他③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 酪農経営継続支援 (1)～(6) 〔略〕 <u>(7) 飲料水等の確保支援</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3 〔略〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	事業費	負担区分		備考	①=②+③	補助金②	その他③	1 酪農経営継続支援 (1)～(6) 〔略〕 <u>(7) 飲料水等の確保支援</u>					2・3 〔略〕					計					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>事業費</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①=②+③</th> <th>補助金②</th> <th>その他③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 酪農経営継続支援 (1)～(6) 〔略〕 <u>〔新設〕</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3 〔略〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	事業費	負担区分		備考	①=②+③	補助金②	その他③	1 酪農経営継続支援 (1)～(6) 〔略〕 <u>〔新設〕</u>					2・3 〔略〕					計				
区 分	事業費	負担区分		備考																																																			
	①=②+③	補助金②	その他③																																																				
1 酪農経営継続支援 (1)～(6) 〔略〕 <u>(7) 飲料水等の確保支援</u>																																																							
2・3 〔略〕																																																							
計																																																							
区 分	事業費	負担区分		備考																																																			
	①=②+③	補助金②	その他③																																																				
1 酪農経営継続支援 (1)～(6) 〔略〕 <u>〔新設〕</u>																																																							
2・3 〔略〕																																																							
計																																																							
4・5 〔略〕					4・5 〔略〕																																																		
別紙様式第1号の別添					別紙様式第1号の別添																																																		
酪農経営災害緊急支援対策事業実施計画					酪農経営災害緊急支援対策事業実施計画																																																		
1 〔略〕					1 〔略〕																																																		
別紙様式第1号の別紙1～別紙6 〔略〕					別紙様式第1号の別紙1～別紙6 〔略〕																																																		
別紙様式第1号の別紙7 <u>飲料水等の確保支援</u>					<u>〔新設〕</u>																																																		
別紙様式第1号の別紙8の1 〔略〕					別紙様式第1号の別紙7の1 〔略〕																																																		
別紙様式第1号の別紙8の2 〔略〕					別紙様式第1号の別紙7の2 〔略〕																																																		
別紙様式第1号の別紙9 〔略〕					別紙様式第1号の別紙8 〔略〕																																																		

改 正 後	現 行												
<p><u>2</u> 土砂・がれき等の撤去・運搬</p> <p>別添 [略]</p> <hr/> <p>別紙様式第1号の別紙5</p> <p style="text-align: center;">乳房炎防止対策</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 予防管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">交付対象者数</th> <th style="width: 20%;">交付対象頭数 (頭) ①</th> <th style="width: 60%;">乳房炎予防管理対策金 (円) ① × <u>650円</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>別紙様式第1号の別紙6 [略]</p>	交付対象者数	交付対象頭数 (頭) ①	乳房炎予防管理対策金 (円) ① × <u>650円</u>				<p><u>3</u> 土砂・がれき等の撤去・運搬</p> <p>別添 [略]</p> <hr/> <p>別紙様式第1号の別紙5</p> <p style="text-align: center;">乳房炎防止対策</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 予防管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">交付対象者数</th> <th style="width: 20%;">交付対象頭数 (頭) ①</th> <th style="width: 60%;">乳房炎予防管理対策金 (円) ① × <u>1,300円</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>別紙様式第1号の別紙6 [略]</p>	交付対象者数	交付対象頭数 (頭) ①	乳房炎予防管理対策金 (円) ① × <u>1,300円</u>			
交付対象者数	交付対象頭数 (頭) ①	乳房炎予防管理対策金 (円) ① × <u>650円</u>											
交付対象者数	交付対象頭数 (頭) ①	乳房炎予防管理対策金 (円) ① × <u>1,300円</u>											

改正後						現行	
別紙様式第1号の別紙7						〔新設〕	
飲料水等の確保支援							
実施 時期	被災酪農 経営体等名	取組内容	事業費（円）		積算	備考	
				補助金			
合計							
別紙様式第1号の別紙 <u>8の1</u> 〔略〕						別紙様式第1号の別紙 <u>7の1</u> 〔略〕	
別紙様式第1号の別紙 <u>8の2</u> 〔略〕						別紙様式第1号の別紙 <u>7の2</u> 〔略〕	
別紙様式第1号の別紙 <u>9</u> 〔略〕						別紙様式第1号の別紙 <u>8</u> 〔略〕	
別紙様式第2号・第3号〔略〕						別紙様式第2号・第3号〔略〕	

改正後

現行

別紙様式第4号

別紙様式第4号

酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書

酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書

1・2 [略]

1・2 [略]

3. 事業に要した経費及び負担区分

3. 事業に要した経費及び負担区分

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 酪農経営継続支援				
(1)～(6) [略]				
<u>(7) 飲料水等の確保支援</u>				
2・3 [略]				
計				

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 酪農経営継続支援				
(1)～(6) [略]				
<u>[新設]</u>				
2・3 [略]				
計				

4～6 [略]

4～6 [略]

別紙様式第4号の別添 [略]

別紙様式第4号の別添 [略]

別紙様式第5号・第6号 [略]

別紙様式第5号・第6号 [略]